

行政事例No.(2)-96

事例項目	保育所等の利用者負担額及び副食費の算定誤りについて	
事例発生日等	令和3（2021）年10月	
担当課	こども部 保育幼稚園課	
事例概要	発生までの経過	<p>①令和3（2021）年7月26日（月）、9月以降の額の算定のために、i 税情報取込処理、ii 利用者負担階層判定処理、iii 算定利用料決定処理を、システムにより一括処理した。</p> <p>②令和3（2021）年8月18日（水）、7月の処理以降に税申告があった方、転入された方などの情報を反映するため、再びシステムにより一括処理したところ、i の処理のみを行い、ii iii の処理を行っていなかった。</p> <p>③令和3（2021）年8月31日（火）、額の変更が必要な13名の方に誤った額を通知した。</p> <p>④令和3（2021）年10月20日（水）、別の作業をシステムで実施した際、額が変更されていないことに気付き、事務の誤りが判明した。</p>
	当時の対応	<p>①令和3（2021）年10月20日（水）、誤った額を通知した13名には、個別に謝罪するとともに、改めて11月分以降の正しい額を通知した。なお、既に誤った額で納付されている差額については、還付又は追加の請求を行った。</p> <p>②同月25日（月）、各報道機関に、報道資料の提供を行い、周知に努めた【資料No.(2)-96-1】</p>
発生原因	システム操作方法及び処理マニュアルの確認が不十分であったために、本来必要な ii iii の処理が今回に限り漏れたことによるもの。	
再発防止対策	システム操作方法及び処理マニュアルの再確認を行い、処理の実施状況について複数職員によるダブルチェックを行う。	
その他		
添付資料	【資料No.(2)-96-1】	